

平成 21 年 6 月 29 日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2006～2008

課題番号：18730008

研究課題名（和文）フランスにおける社会的調停の概念と機能に関する調査研究

研究課題名（英文） Research on the Concept and the Function of the Social Mediation in France

研究代表者 高村 学人(TAKAMURA GAKUTO)

立命館大学・政策科学部・准教授

研究者番号：80302785

研究成果の概要：フランスにおける「社会的調停」は、紛争当事者の心理的満足よりも、地位全体の融和がいかにして実現されたか、という点に焦点がある。それゆえ都市政策、社会政策と密接に関連した司法政策になっている。制度の実施にあたっては、アソシアシオンと呼ばれる民間非営利団体であり、この言葉には、「人々を結びつける」という意味もある。近年は、近隣の民主主義という観点から、近隣住区評議会でも地域の問題、近隣紛争が話しあわれ、そのような現象も「社会的調停」と呼ばれている。しかし、この近隣住区評議会は、既存のアソシアシオンとの間で、役割分担をめぐる紛争を起こしているケースもあり、制度間の社会的調停も必要になっていることが分かった。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	360,000	3,660,000

研究分野：基礎法学、社会学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法社会学、都市政策、ADR、フランス法

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始時には、日本では、ADR 基本法が制定されたことを背景に、法社会学でも代替的紛争処理制度への関心が高まり、ADR に関する理論的研究、経験的研究の著作が多く刊行されるようになっていた。

(2) 研究代表者の専門とするフランスにおいても、「社会的調停」という概念で、代替的な紛争処理をデザインする試みが注目されるようになってきた。

(3) しかし、日本の研究が、紛争当事者が ADR を利用した際の心理的満足度に焦点を合わ

せていたのに対して、フランスの「社会的調停」は、地域内の融和、地域問題の解決といった社会的広がりの中でその効果が論じられていた。

(4)日本の研究が、消費者として紛争制度利用者を捉えているのに対し、フランスでは、地域問題解決の参加者として制度利用者を捉えている、といった相違があることを研究上の作業仮説とした。

2．研究の目的

(1)都市政策、社会政策との関連が強いフランスの「社会的調停」の概念を明らかにした上で、その制度の機能を調査によって明らかにすることを第一目的とした。

(2)その意義は、日本でも地域間格差、社会的格差が進行する中、司法に求められる役割も今後、変化していく可能性があり、今後の日本の司法政策を構想する上で、フランスの理論と実態を把握することが不可欠であるという点に存する。

(3)また日本では、フランスの都市法・都市政策についての研究はなされているが、専ら都市美の保持、土地利用規制の強かさといった点に関心がおかれ、困窮地区における社会問題の解決方法、地域改善政策についての研究はほとんどなされていない。この点を明らかにすることも本研究の目的であった。

3．研究の方法

(1)フランスの法社会学関連の文献を収集・精読し、社会的調停の概念を理解することを初年度に集中的に行った。

(2)その上で、現地の困窮地区において社会的調停を行っている民間非営利団体へのインタビューや実施場面の観察を行った。パリ、グルノーブルにてこの観察型調査を実施した。

(3)フランス人の研究者と積極的に交流し、日本の地域紛争の解決方法や、自分のフランス理解について発表を行い、フィードバックを求めるという方法を取った。

4．研究成果

(1)社会的調停を実施する主体は、アソシオンと呼ばれる民間非営利団体である。またこの言葉には、「人々を結びつける」という意味もあり、単なる団体類型以上の意味を持つ。このアソシアシオンの法的位置づけ、社会学的な位置づけについて、図書 にまとめることができた。これは、渋沢クロード賞、日本法社会学会奨励賞を受賞した。

(2)フランスの社会的調停は、近隣の民主主義法によって設置された近隣住区評議会においても実施される。そこでは、地域間の融和をはかるためのフォーラムが形成され、多様な主体が参加してくる。

この近隣住区評議会は、地域問題の解決を実践する民間非営利団体への補助金配分を決める役割も期待されている。

しかし、実態においては、すでに地域問題の解決を実践していた民間非営利団体と、この新たな公設会議体である近隣住区評議会との間で、役割分担をめぐる紛争が生じており、理念と実態との間に食い違いがあることが明らかになった。その成果は、図書 で詳しく論じた。

(3)日本の紛争解決制度についてのスケッチは、図書 、日本の地域政策と民間非営利団体との関係については、図書 において、フランス語で公刊した。このような成果がきっかけで、フランスの研究者や民間非営利団体の幹部との人的交流が深まった。

ヨーロッパ都市再生ネットワークの代表的人物であるリヨン高等師範学校のジャキ

エール主任研究員をコアに、ヨーロッパ都市再生ネットワークと所属研究科との人材相互派遣が開始された。これは、日仏の都市再生政策、紛争解決政策の研究進化の基盤となるものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

単著、The New Landscape Preservation Policy of Kyoto City and its Implications(Korean Language), *Asia Culture Review*, vol.7,2008.01.02,pp.122-127,2008, 査読無.

高村学人単著、「フランスのアソシエーション法 歴史的経路依存性に注目して」比較法研究 69号、47-62 頁、2008 年、査読無.

高村学人単著、「渋沢栄一とアソシアシオンの法技術」青淵第 716 号、20~23 頁、2008 年、査読無.

高村学人単著、「コモンズ研究のための法概念の再定位 社会諸科学との協働を志向して - 」社会科学研究(東京大学) 60 巻 5・6 号 81-116 頁、2009 年、査読無.

高村学人単著、「フランスにおけるアスベスト被害者補償基金の現状と課題 司法システムと福祉国家レジームの相互規定関係に注目して」環境と公害 38 巻 4 号 14-19 頁、2009 年、査読無.

[学会発表](計 5 件)

高村学人「アソシアシオン法が表象する市民社会 モデル 政治文化と法の自律性」社会思想史学会セッション「フランス型『市民社会』モデルの可能性」、法政大学、

2006 年 10 月

高村学人「フランスにおける「都市問題」と近隣の民主主義法の適用 グルノーブル市を事例に」日本法社会学会ミニシンポジウム「ポスト福祉国家における地域協働と都市内分権」、新潟大学、2007 年 5 月 12 日

高村学人「フランス 『市民社会』概念の特異性とその変容過程」比較法学会全体シンポジウム「アソシエーション法の比較研究」、北海道大学、2007 年 6 月 3 日

高村学人「フランスにおける近隣の民主主義法の影響 グルノーブル市南部の都市再生プロセスから」コミュニティ政策学会、早稲田大学、2007 年 7 月 7 日

高村学人「連帯都市再生法と近隣の民主主義法の実施過程に関するケーススタディ」日仏法学会、東京大学、2008 年 2 月 16 日

[図書](計 5 件)

高村学人単著『アソシアシオンへの自由共和国の論理』勁草書房、2007 年 2 月 (* 渋沢クロード賞(ルイ・ヴィトン・ジャパン特別賞)および日本法社会学会・学会奨励賞著作部門受賞) P362

GAKUTO TAKAMURA共著 *La fonction politique de la justice*,(dir.) Jacques COMMAILLE,Martine KALUSZYNSKI,La Découverte,pp.213-228 を担当執筆,2007

GAKUTO TAKAMURA 共著 *La République antiparticipative*, (dir.) Jean Tournon, L'Harmattan, pp.145-155 を担当執筆, 2009.

高村学人共著 『政策科学の基礎とアプローチ[第 2 版]』見上崇洋・佐藤満編、ミネルヴァ書房、104-112 頁を担当執筆、2009 年

高村学人共著『コミュニティの自治 自治体内分権と協働の国際比較』名和田是彦編、日本評論社、119-152 頁を担当執筆、2009 年

6 . 研究組織

(1)研究代表者

高村 学人(TAKAMURA GAKUTO)
立命館大学・政策科学部・准教授
研究者番号:80302785

(2)研究分担者

(3)連携研究者